

令和 8 年 3 月 17 日

建設業労働災害防止協会
兵庫県支部長 殿

兵庫労働局労働基準部 安全課長
健康課長

個人事業者等の安全衛生対策及び高年齢労働者の労働災害防止等の
周知の依頼について

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が第 217 回国会で成立し、令和 7 年 5 月 14 日に公布されたところ、改正法では、既存の労働災害防止対策に個人事業者等（中小企業の事業主又は役員を含む。以下同じ。）をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合に、個人事業者等自身が講じるべき措置や、当該場合に注文者等が講じるべき措置等が規定され、順次施行を予定しています。

また、このほかに治療と仕事の両立支援、メンタルヘルス対策、化学物質による健康障害防止及び高年齢労働者の労働災害防止の推進等に関しても、順次施行される予定です。

当局では、改正法の円滑な施行に向けてあらゆる機会を通じて周知を行っているところですが、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員事業者等に対する改正内容等の周知にご協力を賜りますよう御願い申し上げます。

なお、今回の改正法に関しましては、厚生労働省ホームページ内の以下の【掲載ページ】に掲載していますので、本掲載ページをご参考に、会員事業者等への周知時にご利用いただければと思います。

【掲載ページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/index_00001.html

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

【改正安衛法関係】



【治療と仕事の両立支援関係】

